

仙台市議会規程第三号

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市議会議長 野 田 謙

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年仙台市議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(個人識別符号) 第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 [一～四 略] 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法 <b>第十九条の四第一項第五号</b> の在留カードの番号 [六～十四 略] 十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） <b>第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号</b> [十六・十七 略]	(個人識別符号) 第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 [一～四 略] 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法 <b>第十九条の四第一項第四号</b> の在留カードの番号 [六～十四 略] 十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） <b>第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等</b> [十六・十七 略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、令和八年六月十四日から施行する。

(議会事務局庶務課)